

第18回 院内での盗難

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎
黒木法律事務所 弁護士 武市尚子

Q. 当院では、最近、職員や患者の財布から現金がなくなる盗難事件がありましたので、病室や看護師詰所にビデオカメラを設置していました。ところが、昨日、入院患者の K さんから病院に「昨夜、看護師 A さんが枕元の引き出しから私のバッグを持ち出し、また戻すのを見た。バッグの財布から2万円がなくなっていた」という通報がありました。K さんは認知症ではなく、病院とのトラブルもない方ですので、嘘を言うとは思えません。病室のビデオカメラでは、K さんの言うとおりの時刻に A が病室に出入りする姿が映っていました。しかし、A がバッグを手に行っているかどうかまでは判別できません。

- ① 病院は、A に対して、どのように対応したらよいですか。
- ② 仮に、K さんが目撃したのが看護師ではなく、他の入院患者 B さんだった場合、病院として、どのように対応したらよいですか。

A. ① まず、病院の管理職（事務部長や看護師長など）が、K さんと A 看護師から個別に事情を聞き、その会話を録音しておきます。

i) A が犯行を認めた場合は、病院から警察に通報します。ただし、K さんが刑事処罰を望まない場合は、警察には通報せず、A から K さんに被害弁償をさせて示談解決することも可能です。

その場合、病院が A の雇用を継続するかどうかは、院長の選択です。しかし、一般論として盗癖の矯正は困難であり、再犯を繰り返すことが多いことから、A が犯行を認めた時点で解雇するのが通常です。

ii) A が犯行を否認した場合は、A の人権に対する配慮が必要です。しかし、K さんが刑事処罰を望むのなら、やはり警察に通報する必要があります。その場合、警察が窃盗事件として捜査しますが、犯人が A であることが確定するまでは、解雇等の処分はできません。しかし、K さんから犯人として名指された A をそのまま看護師として勤務させることは適当ではありませんので、少なくとも警察の現場検証等や関係者の事情聴取が終わるまでは、A を自宅待機にします。

- ② ビデオカメラに B さんが映っていたとしても、病院が B さんを取調べることは避けるべきです。すみやかに病院から警察に通報し、K さん、B さんの取り調べは警察に任せるのが賢明です。また、事件の背景に、K さんと B さんとの個人的トラブルがあることも考えられますので、両者の病室を遠ざけ、接触を避ける工夫が必要です。

質 疑 応 答

院 長：病院内で盗難騒ぎとはお恥ずかしい限りです。

弁護士：昔から、病院内の盗難事件は珍しくありません（参考資料参照）。

院内は医療スタッフだけでなく、見舞客や外来患者など人の出入りが多いうえに、入院費などまとまったお金を病室に置きっぱなしということもあり、窃盗事件が起こりやすい環境があります。

院 長：Aの弁明では、「Kさんに頼まれて保険証を探してあげていた」というのです。ただし、Kさんは頼んだ覚えはないと言っています。夜中に保険証を探してくれと頼むのも変です。Aは極めて怪しいと思います。

弁護士：犯人が不合理な弁解をすることは、珍しくありません。しかし、Aが窃盗を否認している以上、犯人と決め付けることはできませんので、警察の捜査に委ねるしかありませんね。

院 長：病院としては、一日も早くAに辞めてもらいたいのですが。

弁護士：お気持ちはわかりますが、窃盗事件の捜査の結論が出ない時点で解雇を通告することはお勧めできません。他の事件では、看護師の弁明を聞いた当日に退職を勧告した病院が、看護師から「違法な退職勧奨だ」として裁判所に訴えられる騒ぎになっています。

院 長：捜査の結果、Aが犯人であったと判明した場合は、解雇できますか。

弁護士：原則として可能です。窃盗は故意による犯罪行為ですから、就業規則所定の懲戒解雇事由に該当します。

院 長：捜査の結果が判明するまでAを勤務させたくないのですが、どうすればいいですか。

弁護士：院長名の文書で自宅待機を通告する方法があります。ただし、自宅待機は、使用者の都合で行うものですから、その間の給与を支給すること、その期間はできるだけ短期間とすることが必要です。

院 長：Q②のケースで、警察の捜査によりB

さんの犯行であることが明らかになった場合、病院として、どう対処するのがよいですか。

弁護士：急性期ではない入院患者の場合には、問題行動として、退院や転院を勧告することができます。問題行動を理由とする退院通告については、最新・医事紛争Q&A第10回「院内暴力への対応」を参考にしてください。

院 長：院内での盗難や殺人・傷害などの犯罪被害を防ぐために、当院は、今後、どのような対策を取るべきでしょうか。

弁護士：病院は、患者が安心して治療に専念できる場所でなければなりません。従って、院内で患者が犯罪の被害を受けない仕組みを作ること、病院の重要課題です。そのためには、 Сейフボックスや監視カメラの設置、ガードマンの配置などセキュリティに関する設備投資も必要ですが、お金をかけなくても、職員の意識向上、声掛け、出入りや動線の管理、写真入り身分証の装着、訪問者の管理、夜間のエレベーター停止階の限定など工夫の余地はたくさんあります。

また、盗難防止に限って言えば、患者自身の貴重品管理に関する教育指導が最も重要です。

参考資料

1. 平成24年10月4日MSN産経ニュース報道
平成24年9月27日、都内の病院で研修医が同僚の財布から現金を盗んだ疑い
2. 警視庁統計 平成25年中の侵入窃盗（空き巣）の傾向 病院荒らしは2.7%（208件）。
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/ppiking/ppiking.htm>